令和5年度介護保険事業者第6回集団指導

「令和5年度最終編」パワーポイント指導

令和6年3月 松江市介護保険課

もくじ

- 01 松江市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
 - (1)検索方法
 - (2)活用方法
 - (3) 進捗管理等に係る調査等への協力依頼
- 02 松江市地域密着型サービス等整備事業補助金
 - (1)補助金の種類と目的
 - (2)施設・事業所へのお願い
- 03 養護老人ホームの諸手続き
 - (1)養護老人ホームの概要
 - (2)養護老人ホームの費用
 - (3)入所までの流れ
- 04新型コロナウイルス感染症への対応
 - (1)保健衛生課の対応
 - (2)介護保険課・健康福祉総務課の対応

もくじ

- 05 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
 - (1)検索方法
 - (2)活用方法
- 06 令和6年度介護保険制度改正に伴う対応等
 - (1)対応スケジュール
 - (2)厚生労働省のホームページの活用
 - (3)加算届(体制届)の取扱い
 - (4)総合事業の単価マスター
- 07集団指導終了にあたって

松江市高齢者福祉計画

第9期介護保険事業計画

- (1)検索方法
- (2)活用方法
- (3)進捗管理等に係る調査等 への協力依頼

01.松江市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

(1)検索方法

○令和6年度~令和8年度の間の松江市の高齢者施策を示した「<mark>松江市</mark> 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」が策定されました。

松江市 介護 第9期計画 検索

上記の検索でPDF版がダウンロードできます。

(2)活用方法

- ○高齢者福祉計画・介護保険事業計画は国の施策に基づき3年ごとに見直しを行うものです。
- ○高齢者人口の増加、医療と介護の連携、健康づくり・生きがいづくりなどの課題に、高齢者福祉に携わる全ての方の「相互理解」「議論」「研修」「ディスカッション」のツールとして役立ててください。
- ◎そのためにも、まずは、ご一読ください。

松江市高齢者福祉計画

第9期介護保険事業計画

- (1)検索方法
- (2)活用方法
- (3)進捗管理等に係る調査等 への協力依頼

01.松江市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

- (3)進捗管理等に係る調査等への協力依頼
 - ○高齢者福祉を取り巻く周囲の環境は、日々変化しています。
 - ○「介護人材不足とそれを補うための処遇改善策」「ICTやAIなどの新技術の導入」「非常災害への対応」など、日々の変化は、内容や種類だけでなく、その質や評価方法等、多方向のベクトルを有しています。
 - ○この度策定した「松江市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」は策定して終わりではなく、実効性のある『生きた計画』にしていく必要があります。
 - ○そのためには、計画内に定めた指標や数値の進捗管理等を行っていく必要があります。
 - ○より良いタイミングで、より実質的な検証をするために、高齢者福祉に携わる方々に、今後調査等の協力を依頼することもありますので、その際は、ご協力をよろしくお願いいたします。

松江市地域密着型サービス等 施設整備事業補助金

- (1)補助金の種類と目的
- (2)施設・事業所へのお願い

02.施設等整備等補助金

(1)補助金の種類及び目的

≪種類≫

○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(松江市地域密着型サービス等整備事業補助金)

≪目的≫

- ○介護施設等における防災・減災対策を推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、下記の整備等を支援するもの。
 - ・施設・事業所の建物の耐震化改修、大規模修繕
 - ・非常用自家発電・給水設備の整備
 - ・水害対策に伴う改修
 - ・倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修 等

松江市地域密着型サービス等 施設整備事業補助金

- (1)補助金の種類と目的
- (2)施設・事業所へのお願い

02.施設等整備等補助金

(2)施設・事業所へのお願い

- 1. 令和6年度分の募集は年度当初(令和6年4月以降)となる見込みですが、詳細のスケジュールについては、厚生労働省から通知があり次第、周知します。
- 2. 例年、募集期間は短いので、上述1. を踏まえ、整備の意向がある場合は、早めに準備をしてください。
- 3. 令和6年度の当該補助金(交付金)の採択においては、令和6年4月 1日から義務化される業務継続計画(BCP)及び既に義務化とされている非常災害対策計画の策定がされていない施設・事業所については、原則、補助対象外となる見込みです。

養護老人ホームの諸手続き

- (1)養護老人ホームの概要
- (2)養護老人ホームの費用
- (3)入所までの流れ

03.養護老人ホームの諸手続き

(1)養護老人ホームの概要

- ≪養護老人ホームとは≫
 - ○65歳以上の方で、環境上及び経済的理由により居宅において養護を 受けることが困難な高齢者が市の措置により入所できる施設です。
- ≪松江市内の施設≫
 - ・花 仙:松江市玉湯町湯町1924-1 定員50名
 - ・慈光苑:松江市島根町大芦5707 定員60名

≪対象者≫

- ・65歳以上の高齢者
- ・要介護2程度までの方
- ・環境上の事情(12いずれにも該当すること)
 - ①入院加療が必要でないこと
 - ②家族や住居の状況など、現在置かれている環境では在宅において 生活することが困難であると認められること

03.養護老人ホームの諸手続き

【前ページからの続き】

(1)養護老人ホームの概要

≪対象者≫

- ・経済的事情(123のうちいずれかに該当すること)
 - ①本人、及び本人の生計を維持している方(扶養義務者等)の前年の 市町村民税の所得割が課されていないこと(非課税年金や預貯金等 が多い場合は対象外となる場合があります)
 - ②生活保護を受けている世帯
 - ③災害等の発生により、生活の状態が困窮している場合
- ※詳細については、健康福祉総務課へお問い合わせください。
- ※入所にあたっては、身元引受人2名が必要となります。

(2)養護老人ホームの費用

- ○本人の収入に応じた負担金を市へ納付していただきます。 例:収入(年)82万円の場合、月額41,800円
- ○入所の際、同一世帯の配偶者や子等がいる場合、扶養義務者として本人とは別に所得に応じた負担金を市へ納付していただきます。

養護老人ホームの諸手続き

- (1)養護老人ホームの概要
- (2)養護老人ホームの費用
- (3)入所までの流れ

03.養護老人ホームの諸手続き

- (3)入所までの流れ
 - 1. 入所相談 <u>入所については、健康福祉総務課福祉係へお問い合わ</u> <u>せださい。</u> <u>せださい。</u>
 - 2. 申込・面接調査 入所判定委員会開催の前月頃に実施します。
 - 3. 入所判定委員会 年3~4回程度開催しています。
 - 4.入所の決定 入所判定委員会の報告により入所措置の要否を決定 します。 ※施設が満床の場合待機いただく場合があります。
 - 5. 施設面接 入所にあたり入所施設から本人の状況等を確認します。
 - 6. 入 所
 - ≪問い合わせ先≫
 - ・松江市健康福祉総務課福祉係 Tel: (0852)55-5303

新型コロナウイルス感染症 <u>への対応</u>

- (1)保健衛生課の対応
- (2)介護保険課・健康福祉総務課 の対応

04.新型コロナウイルス感染症への対応

令和6年4月1日より、新型コロナウイルス感染症への対応を次の通り変更します。

(1)保健衛生課の対応

- ◎次の場合に所定の様式を使用し、松江保健所に提出してください。
 - ※「所定の様式」は、令和5年3月21日に一斉メール配信しています。

(2)介護保険課・健康福祉総務課の対応

- ○次の場合に事故報告書を、介護保険課又は健康福祉総務課に提出してください。
 - ※事故報告書は、ホームページに掲載のものを使用してください。
 - ※介護保険の指定を受けている施設・事業所は介護保険課へ、それ以外の高齢者施設は健康福祉総務課へ提出してください。
 - ア 新型コロナウイルス感染症による死亡者又は重篤患者が1週間以内 に2名以上発生した場合
 - イ 10名以上又は全利用者の半数以上の感染者が発生した場合
 - ウ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

04.新型コロナウイルス感染症への対応

【前ページからの続き】

- (2)介護保険課・健康福祉総務課の対応
 - ◎事故報告書の提出先
 - ・介護サービス施設・事業所 介護保険課:jigyousyo@city.matsue.lg.jp
 - ・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・養護老人ホーム 健康福祉総務課:fukushisoumu@city.matsue.lg.jp

全国介護保険· 高齢者保健福祉担当課長会議

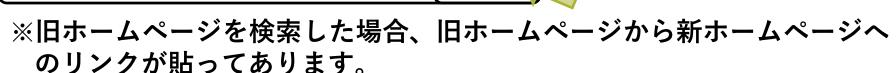
- (1)検索方法
- (2)活用方法

05.全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議

(1)検索方法

全国介護保険・高齢者福祉課長会

検索



(2)活用方法

- ○令和5年度については、主に介護保険制度改正についての資料が掲載されています。
 - ○介護保険制度改正以外では、「災害対策」「感染症対策」「ガバナンス」「高齢者の住居」など多岐にわたって厚生労働省の施策が示されています。
 - ○介護保険課では、介護保険の基準・報酬に係る運営指導を毎年行っていますが、介護保険施設・事業所においては運営指導を受けられる際の参考になる内容もあります。
 - ◎上述に掲載されている資料が大量ですので、動画視聴も有効です。

令和6年度介護保険制度改正 に伴う対応等

- (1)対応スケジュール
- (2)厚生労働省等のホームページ の活用
- (3)加算届(体制届)の取扱い
- (4)総合事業の単価マスター

06.令和6年度介護保険制度改正に伴う対応等

(1)対応スケジュール

令和6年度介護保険制度改正に係る集団指導等のスケジュール

No.	日付(予定)(下配は全て「今和6年」です)	內容
1.	令和5年7月25日 (火)	第1回集団指導「業務難読計画の策定等」 ハイブリッド開催 済み
2	令和5年12月13日 (水) ~	第1回集団指導「業務顕統計画の策定等・護り返り指導」 パワーポイント指導 ホームベージ掲載中
3	令和5年12月18日 (月) ~	第2回集団指導「令和6年度末まで経過指置が設けられた令和3年度介護報厳等の改定事項関係」 パワーポイント指導 ホームページ掲載中
4	令和5年12月18日 (月) ~令和7年1月18日 (木)	第2回集団指導に係る質問受付け 受付終了
5	令和6年1月22日(月)	第2回集団指導の質問に対する回答 ホームページ掲載中
6	令和6年1月30日 (火)	第3页集団指導「令和6年度介護保険制度改正・基準省令関係鑑」 パワーポイント指導 ホームページ掲載中
7	令和6年1月30日(火)~令和6年2月15日(木)	第3回集団領導に係る質問受付け 受付装了
8	令和6年2月1日 (木)	第1回集団指導「幕務課練計画の策定等」講師による動画配信 市内施設・事業所にURL周知 間質可能 (~令和6年3月29日 17:00)
9	令和6年2月20日 (火)	第3回集団指導の質問に対する回答(初版)
10:	令和6年2月26日(月)	第3回集団振導の質問に対する回答(改訂版) ホームページに掲載中
11.	令和6年3月8日(金)	第4回集団指導「令和5年度選り返り返」 パワーポイント+動画信導 ホームページ掲載中
12	令和6年3月8日(金)~令和6年3月18日(月)	第4回集団領帯に係る質問受付け 受付設了 ※質問能し
13	◆和6年3月12日(火)	令和6年度个腹保険制度改正一覧【索引集】 ホームページ掲載
14	令和6年3月12日(火)~今和6年3月19日(火)	◆和6年年度介護保険制度改正一覧【索引集】のうち、基準省中に係る質問受付け 受付終了。
15	令和6年3月21日 (未)	第5回集団指導「報酬信示関係権」 ホームページ得載
16	今和6年3月21日(木)~今和6年4月4日(木)	第5回集团指導に係る質問受付け
17	令和6年3月25日(月)(予定)	◆和6年度介護保険制度改正一覧【索引集】のうち、基準省中の質問に対する回答 ホームページに掲載
18	令和6年3月27日(火)(予定)	第6回集団指導「全国介護保険担当課長会等編」 ホームページ掲載
19	令和6年3月28日(水)~今和6年4月11日(木)	第6回集団指導に係るに関する質問受付け
20	令和6年4月10日(水)(予定)	第5回集団商等の質問に対する回答をホームページに一括掲載
21	令和6年4月11日(未)~今和6年4月17(本)	令和6年度介護保険制度改正に係る追加(1)質問受付け
22	令和6年4月15日(月)	介護職員等処遇改善等加算 処遇改善計画書提出締め切り
23	令和6年4月15日(月)	体制度(加算属)接出締め切り (体制届(加算届)のページを参照してください)
24	令和6年4月24日(水)(予定)	今和6年度介護保険制度改正に係る追加(1)質問に対する回答をホームページに掲載
25	令和6年4月25日(未)~令和6年5月1日(水)	令和6年度介護保険制度改正に係る追加(2)質問受付け
26	令和6年5月9日(木)(予定)	今和6年度介護保険制度改正に係る途加(2)質問に対する回答をホームページに掲載

arch · v

- (1) 厚生労働省の各種発表により日程が変更になる場合があります。
- (2) 上述No.21以降の対応については、厚生労働省のQ&A、解釈通知、留意事項等の発表により対応をさせていただきますが、対応方法について、所途周知いたします。
- (3) 厚生労働省が報酬信示以降に発表するQ&Aにより、それまでに回答した内容を訂正する場合があります。
- (4) 報酬会示により体制局の対象となる加算が変更になるものがあります。

報酬舎示により体制展の取り扱いが変更となる加算(上述No.13の【索引集】で要確認)に係る体制展の取扱いは、別途関知します。

- 上述No.13の【索引集】で変更とならない加算で体制层の対象のものは、通常通り受付けています。
- これらを踏まえ体制度(加算器)のページを参照してい下さい。
- (5) 今和6年5月1日以降の介護保険制度改正に係る質問の受付対応は別途周知いたします。
- (6) その他、今和6年度からの介護保険制度改正に関し、厚生労働省から発表等があるものについては個別に周知します。
- ※同様のスケジュール表を松江市のホームページ内「第5回集団指導 (その2)」に掲載しています。

令和6年度介護保険制度改正 に伴う対応等

- (1)対応スケジュール
- (2)厚生労働省等のホームページ の活用
- (3)加算届(体制届)の取扱い
- (4)総合事業の単価マスター

06.令和6年度介護保険制度改正に伴う対応等

(2)厚生労働省等のホームページの活用

厚生労働省 令和6年度介護報酬

検索



- ◎上記の検索で「令和6年度介護報酬改定について」をご覧ください。
- 1. 同ホームページ内の「令和6年度介護報酬改定における改定事項 について」に、令和6年度介護保険制度の改定項目(135項項目) が掲載されています。
 - ※松江市の令和5年度集団指導内「令和6年4月介護保険制度改正【索引集】」と 改正番号及び改正項目が一致しますので、参考にしてください。
- 2. 各改定項目の『概要』欄の表記に着目してください。それぞれ、 次のような意味があります。
 - ・【省令改正】・・・・基準省令が改正されています。
 - ・【告示改正】・・・・報酬告示が改正されています。
 - ・【通知改正】・・・・「運用」「手順」「様式」などを示した厚生労 働省からの通知文書の内容が改正されます。
 - ・【Q&A発出】・・・ 今後、厚生労働省からQ&Aにより対応が示され ます。

これらのことを参考に、関係の掲載資料を確認してください。

【次ページに続く】

06.令和6年度介護保険制度改正に伴う対応等

【前ページからの続き】

- (2)厚生労働省等のホームページの活用
 - 3. 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A」を注視してください。
 - ※令和6年3月26日時点では「Vol.2」まで発出されています。 今後、Vol.3以降が発出される見込みです。
 - ≪参考≫
 - ・前回改正時(令和3年度)は、令和3年度中にVol.11まで発出され、 それ以降も発出があり、最終的に令和3年度改正についてのQ&Aは Vo.13までがホームページに掲載されています。
 - 4. その他の参考情報
 - ○令和6年度介護報酬の算定構造WAM NET>(特設コンテンツ内の)行政情報>高齢・介護> 国保連インターフェース>介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(その4)(令和6年3月18日事務連絡)

令和6年度介護保険制度改正 に伴う対応等

- (1)対応スケジュール
- (2)厚生労働省等のホームページ の活用
- (3)加算届(体制届)の取扱い
- (4)総合事業の単価マスター

06.令和6年度介護保険制度改正に伴う対応等

(3)加算届(体制届)の取り扱い

松江市ホームページトップ>健康・福祉>【事業者向け情報】医療福祉関係 >介護保険>加算等の届出様式(全サービス)(令和6年4月1日以降)

- ○令和6年度の制度改正に基づき、上述に新様式の加算届(体制届)を掲載しています。
- ◎加算届の注意点
 - 1. 令和6年4月サービス提供分から新加算を算定される場合、新加算様式 の必要部分の記載や体制一覧に「〇」を着け、令和6年4月15日(月曜 日)必着で提出してください。
 - 2. 届出日は「令和6年4月1日」としてください。
 - 3. 別紙の添付が必要な加算は、必ず別紙を添付してください。
 - 4. 体制項目のうち「高齢者虐待防止措置実施の有無」及び「業務継続計 画策定の有無」がある事業について、加算届(体制届)の提出がない 場合、『基準型』として取り扱います。
 - ※厚生労働省の標準仕様では、上述の加算届(体制届)の提出がない場合、「減算型として取り扱われることとなっていますが、島根県国保連においはシステム改修を行い、上述のとおり取り扱います。

【次ページに続く】

06.令和6年度介護保険制度改正に伴う対応等

【前ページからの続き】

(3)加算届(体制届)の取り扱い

- 5. 体制項目にない加算は、いわゆる『実績加算』で加算届出の対象では ありません。算定要件を確認し、居宅介護支援事業所と調整をしてい ただくとともに、利用者又はその家族に説明をし算定してください。
- 6. 可能な限り、メールで提出してください。 メールアドレス:jigyousyo@city.matsue.lg.jp

令和6年度介護保険制度改正 に伴う対応等

- (1)対応スケジュール
- (2)厚生労働省等のホームページ の活用
- (3)加算届(体制届)の取扱い
- (4)総合事業の単価マスター

06.令和6年度介護保険制度改正に伴う対応等

(4)総合事業の単価マスター

- ○令和6年4月上旬を目途にホームページに掲載予定です。
- ◎ホームページ掲載に併せて、メールで周知いたします。

令和5年度集団指導のまとめ

06.令和5年度集団指導のまとめ

- ○令和5年度は、「令和3年度介護保険制度改正の経過措置項目」 と「令和6年度介護保険制度改正」を中心に集団指導を実施しました。
- ◎基準省令に基づいた基準通りに事業が行われているか、この機会に再点検をしてください。
 - ・人員、設備基準は適切か
 - ・指針、計画、マニュアル等の整備がされているか
 - ・運営規程の記載内容は適切か
 - ・重要事項説明書に利用者に対し誤解を招く表記はないか
 - ・個別サービス計画とケアプランとの整合性は取れているか
 - ・職員の研修等のスキルアップの機会は設けられているか etc
- ○令和6年度の運営指導と集団指導については、適宜、周知いたします。

令和5年度介護保険事業者第5回集団指導

「令和5年度最終編」



令和6年3月 松江市介護保険課